中高一貫教育の必要性・方向性について

答 申 書

平成24年3月23日

山梨県高等学校審議会

目 次

は	じ	めに		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Ι		中高一	一貫教	育	制度	度の	の材	既	要		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	制度	どの創	設	とず	意	養		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	全国	回の設	置	状衫	兄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	設置	形態	紀	のす	効力	刊 ,	とi	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
П		中高-	一貫教	育	制月	变の	か <u>i</u>	尊.	入	に	向	け	た	検	討	の	経:	緯	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	これ	まて	(i)	検討	村丬	犬衫	况		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	県立	乙高等	学	校县	整位	備	基	本	構	想	に	お	け	る	位	置	付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	本県	具によ	らけ	る「	中华	等	教	育	制	度	の	現	状	と	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
Ш		県立中	高一	-貫	教育	育相	交(\mathcal{D}_{t}	必	要	性	及	び	方	向	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1	設置	量の必	夢	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(1)	多様	な	ニー	—)	ズ(に	広	え	る	教	育	制	度	の	必	要	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(2)	ゆと	: ŋ	ある	るま	数-	育	環	境	の	整	備	0	必	要	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	設置	量目的	及	びす	数	育	力	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(1)	設置	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(2)	教育	內	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	3	設置	置形態	ž	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	4	設置	建 地域	Ž.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
IV		県立中	高一	·貫	教育	育相	交~	~	の	県	教	育	委	員	会	の	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
結	び				•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	14

はじめに

急激な国際化、情報化、技術革新等の社会環境の変化の中で、学校教育にあっては、知識や情報等が社会・経済の発展の原動力となっている知識基盤社会に対応するため、自立して生きていくことのできる思考力や判断力、表現力などの育成が求められてきている。

このような背景を踏まえ、県教育委員会では、『やまなしの教育振興プラン』を 策定し、「体系的なキャリア教育の推進」、「確かな学力の育成」、「地域全体で取り 組む教育の推進」等を重点施策として位置付け、学校教育等の充実に取り組んで いる。

また、各学校においても、同プランに基づいて、児童生徒が豊かな心と確かな 学力を備え、生きる力を育むことができるよう、創意工夫をこらした特色ある教 育活動を展開している。

このような中で、本審議会は、平成23年8月2日県教育委員会委員長から、次の事項について諮問を受けた。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮問事項1の「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、我が国の中等教育の多様化、複線化を図り、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすことを目的として平成11年に導入された中高一貫教育制度に関するものであり、本県中等教育にとって重要な意味を持つ検討内容である。

県教育委員会では、平成10年から調査研究を始め、幅広い検討を重ねてきたが、 この度あらためて中高一貫教育の必要性を根本から洗い直した上で、その方向性 について意見を求めるため、諮問してきた。

本審議会は、答申までの限られた時間の中で、まずこの諮問事項1について可能な限り慎重に意見交換と検討を重ね、中間答申として取りまとめ、以下のとおり提言するものである。

I 中高一貫教育制度の概要

1 制度の創設と意義

中高一貫教育制度は、平成9年6月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第2次答申)」の提言を踏まえ、学校教育法等の関係法律の改正により、平成11年4月に導入された。

中高一貫教育制度の導入は、言わば縦の多様化、選択肢の拡大を実現する ものであり、中等教育全体の多様化を進めるものとして重要な意義を持って いる。

2 全国の設置状況

全国の中高一貫教育校のうち、都道府県立中高一貫教育校の設置状況は、次のとおりである。

◇ 設置数は、毎年、増加し続け、平成23年4月現在では、163校となっている(別掲資料を参照)。

また、平成20年度から平成23年度までの累計の形態別設置数は、次のとおりである。

(単位:校)

年度	中等教育学校	併設型校	連携型校	計
2 0	1 9	4 9	7 7	1 4 5
2 1	2 1	5 2	7 9	1 5 2
2 2	2 4	5 7	7 9	160
2 3	2 4	5 8	8 1	163

◇ 都道府県立以外の公立中高一貫教育校の設置状況

中等教育学校: 4校(区立、政令指定都市立を含む。)

併 設 型:11校(政令指定都市立を含む。)

連携型:1校(町立)

◇ 平成24年度以降に設置を予定している都道府県立中高一貫教育校

中等教育学校:茨城県(1校)

併 設 型:山形県(1校)、茨城県(1校)、栃木県(1校)、

群馬県(1校)、長野県(2校)

連 携 型:大阪府(1校)、兵庫県(1校)、長崎県(1校)

このように、都道府県立中高一貫教育校の設置は全国で進んでおり、中高 一貫教育制度が活用されている状況にある。

3 設置形態別の効用と課題

中高一貫教育制度については、多くの効用(メリット)が考えられる一方で、解決を求められる課題もあることから、先進例を参考に、効用と課題について設置形態別に比較、分析すれば次のように整理される。

【効用】

	特 徴	中等	併設	連携
1	高校入試の影響を受けずに「ゆとり」のある学校生活を送ること ができる。	0	0	Δ
2	6年間の計画的・継続的な教育指導が展開できる。	0	0	Δ
3	6年間にわたり生徒を継続的に把握でき、個性の伸長や才能の発 見ができる。	0	0	\triangle
4	学力の定着・向上	0	0	Δ
5	異年齢交流による生徒の育成効果がある。	0	0	0
6	教育課程の基準の特例活用が可能である。	0	0	×
7	ゆとりによる体験学習の取り入れができる。	0	0	\triangle
8	既存の学校の活用が可能である。	Δ	0	0
9	保護者の満足度が得られる。	0	0	Δ
10	中等教育の多様化・複線化、生徒・保護者の選択肢の幅が広がる。	0	0	Δ
11	教職員の意識改革・指導力の向上が見込まれる。	0	0	0
12	地域との連携を生かした教育の重視	×	×	0

○=充分な成果があがっている。 ○=かなりの成果があがっている。 △=多少の成果がある。 ×=あまり成果はない。

【課題】

	特徵	中等	併設	連携
1	受験競争の低年齢化を招く。	•	A	0
2	受験準備に偏した教育が行われる恐れがある。	•	A	0
3	心身発達の差異が大きい生徒を対象とするためきめ細かな配慮	\bigcirc		0
Ż	が必要である。			
4	生徒集団の長期間にわたる固定化による弊害がみられる。	0	0	0
5	高校入試がないため中だるみが生じる。 *1	0	0	•
6	教職員への負担が大きい。	0	0	•
7	地元中学校への影響が大きい。	•	A	0
8	生徒の学力差について苦慮している。 *2	•	•	A

●=弊害が大きい。 ▲=弊害がある。 ○=それほど弊害はない。

◎=ほとんど弊害はない。

(上表は、文部科学省の資料を基に、県教育委員会が分析・整理したものである。)

*1 連携型の場合、高校入学時に簡便な入試(面接・作文など)しか行わないため、連携以外の中学校の入学生と比べ、学力・意欲の面でギャップが生じる可能性がある。

それに対して、中等教育学校と併設型の中高一貫教育校においては、中だるみは生じる可能性はあるが、入学時に高い志を持って入学する生徒が多いため、連携型の中高一貫教育校ほどの苦慮はみられない。

*2 中等教育学校の場合、入学時に高い志を持って入学するとはいえ、入試を経ずに6年間を過ごすことになるため、学習意欲を維持し続けた生徒と維持できなかった生徒との間に 学力差が生じる可能性がある。

併設型の中高一貫教育校の場合には、中学校段階で先取り学習を行うことも可能となる ことから、内進生と外進生の高校入学時点での学習到達度に差がある可能性がある。

Ⅱ 中高一貫教育制度の導入に向けた検討の経緯等

1 これまでの検討状況

県教育委員会においては、中高一貫教育制度の導入前の平成10年6月から 平成12年2月まで、学識経験者による「山梨県中高一貫教育研究会議」を開催し、県立中高一貫教育校の設置に向けた検討を行った。

また、平成11年10月から平成12年7月まで「新しい高校づくり課題研究協議会」を、平成12年6月から12月まで「新しい高校づくり推進庁内検討委員会」を開催し、設置に向けた具体的な検討を行った。

県教育委員会及び文部省(当時)は、平成10年度及び平成11年度の2年にわたり、県立韮崎高等学校と市立韮崎東中学校(平成11年度のみ。)とを「中高一貫教育実践研究協力校」に指定した。両校では、学校行事、生徒会活動及び授業の領域における実践研究を行ったが、中学校及び高等学校の教職員の交流が活発化したとの報告があった。

続いて、平成13年1月からは「中高一貫教育設置庁内検討委員会」を、平成13年7月から「中高一貫教育懇話会」を、平成14年6月からは「第2次新しい高校づくり課題研究協議会」を設置し、更に検討を続けた。

しかし、平成 16 年から 17 年にかけて「第10次入学者選抜制度審議会」が設置され、平成 19 年度からの全県一学区制の導入が決まったことから、中高一貫教育制度については、新たな入試制度の枠組みの中で、改めて議論する必要があるとされ、検討は一時中断された。

平成21年10月「県立高等学校整備基本構想」が策定され、再び中高一貫 教育制度についての検討の必要性が示されたことから、翌22年6月から「中 高一貫教育庁内検討会」が開催され、設置の検討が再開された。

このような経緯を経て、平成23年8月「山梨県高等学校審議会」が設置された。

2 県立高等学校整備基本構想における位置付け

県教育委員会は、平成21年に策定した「県立高等学校整備基本構想」において、魅力ある高校づくりの一環として、中高一貫教育の導入に係る検討の必要性を示し、早期に検討を進めることとしている。

- □ 中高一貫教育は、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、平成11年4月から導入が可能となった制度です。
- □ 中高一貫教育校の全国の設置状況を見ると、平成20年4月現在、公立は158校が設置されていますが、10都道府県で5校以上設置している一方で、19府県では2校以下であるなど、各都道府県によって温度差があります。
- □ 本県には、市立1校が設置されています。しかし、県立については、これまで中 高一貫教育懇話会等多くの会議で検討が行われ、導入することが望ましいとされて きましたが、受験エリート校化、受験競争の低年齢化、小学校段階での進路選択な どに関する様々な議論があり、具体的な方向性を示すまでに至っていません。
- □ これまで、「ゆとり」ある学校生活の中で生徒の個性や創造性を伸ばすことが期待され、国際教育や英語教育、芸術、情報といった教育内容を主とした学校が設置されてきましたが、最近は、社会のリーダーとなるような人材の育成を目指して進学を主体にした中高一貫教育校を設置している県や、管内のすべての小中学校で9年間の小中一貫教育の導入を計画している自治体もあります。
- □ 今後は、新たな視点に立ち、全国の設置状況も参考にしつつ、設置の検討を行う 必要があります。

中高一貫教育の目指すものが時代とともに変化してきていることを 考慮しつつ、本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の 必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等 について早期に検討を始めます。

「県立高等学校整備基本構想」から抜粋

- 3 本県における中等教育制度の現状と課題
 - 本県の中等教育制度

現在、本県には、市立1校、私立3校、合計4校の併設型中高一貫教育校が設置されている。

(参考) 県内中高一貫教育校の設置状況等について

学校名	設置 場所	設置 年度	課程 学科	定員	学校の特色等
甲陵中学校	北杜市	H16	全日制	40	教育目標は「高い志を持った気骨ある生徒の育成」八ヶ岳南麓の豊かな自然環境を生かした自然体験学
甲陵高等学校	小小	пто	普通科	120	環境を生かした自然体験学習等を通して、自ら考え、自己の意見を表現できる人材の育成
駿台甲府中学校	甲府市	H20	全日制	140	「愛情教育」、「チャレンジング・スピリット」を建 学の理念とする。
駿台甲府高等学校	.1.313.114	1120	普通科	270	
山梨学院大学附属中学校	甲府市	H20	全日制普通科	111	・ 「品格品性に富む豊かな 心を涵養し、気魄をもって 広く世界に知を求め輝かし
山梨学院大学附属高等学校	小 別 山	1120	英語科	320	い未来を拓く、たくましい 人材の育成」を建学の理念 とする。
富士学苑中学校	富士吉	H22	全日制	30	「正業精進、仏道成就、 慈心不刹」を教育信条とする。
富士学苑高等学校	田市	1122	普通科	200	

[※] 文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況について(H22年11月)」から抜粋

4 校は、峡南地域・東部地域を除く、峡北地域(市立1校)、甲府地域(私立2校)及び富士北麓地域(私立1校)に分散している

また、全国には、43 都道府県に 163 校の都道府県立中高一貫教育校が設置されている中で、本県には未設置であることから、「公立でなければ行くことができないという生徒の問題を含めて考えると、選択肢・チャンスの平等としては開かれている必要がある。」との意見もあり、公教育制度に責任を持つ立場として、制度上の保証という面で生徒・保護者に選択肢を提供することは必要であり、県内における中等教育の一層の充実を図るため、県立中高一貫教育校の設置を含めそのあり方を検討する必要がある。

○ 学校間の連携と接続

これまでの学校制度は、小学校(6年)、中学校(3年)、高等学校(3年)で構成されているが、社会や家庭環境の大きな変化に伴う児童生徒の学習ニーズの多様化に対応するため、学校間の連携や接続の改善の必要性が高まってきている。

特に、基礎基本を中心に据えながら、思考力や判断力、表現力などを育てる確かな学力の育成や、一貫した進路指導によるキャリア教育の推進が求められてきている中、各教育事務所においては、地域住民をはじめ、保育園や幼稚園、小・中学校、高等学校の関係者が、教育力の向上のための連携づくりを進めている。

公立の小学校と中学校においては、小中連携を模索する動きもあるが、一部の市町村における調査研究の段階であり、具体的な取り組みには至っていない。今後は、学校の設置者が同じであるという利点を活かしながら、市町村教育委員会が中心となって、連携と接続の改善が進められることが期待される。

一方、設置者が異なる中学校と高等学校においては、高等学校の教職員による出前授業や中学校で行う公開授業への参加、部活動の合同練習会の開催など、接続に係る新たな取り組みが行われてきているが、個々の意欲や努力に負うところが大きく、組織的な動きにはなっていない。

この中学校と高等学校間における連携の強化と接続の改善については特に、県教育委員会が主体性を発揮して、中等教育の一貫したカリキュラムと指導体制のあり方を開発・提示しつつ取り組む必要がある。

Ⅲ 県立中高一貫教育校の必要性及び方向性

- 1 設置の必要性
- (1) 多様なニーズに応える教育制度の必要性
 - 教育制度の多様化

Ⅱ-3 で述べたように、本県には既に市立 1 校及び私立 3 校による併設型中高一貫教育校が設置され、それぞれ特色ある中高一貫教育を展開し、生徒や保護者のニーズに応えている。

一方、公教育制度に責任を有する県教育委員会としては、多様化する中等教育へのニーズに応え、県内における中等教育の一層の魅力ある充実を図るため、県立中高一貫教育校の設置による中等教育制度の多様化を含め、教育行政サービスの拡大を図り、制度上の保証という面で生徒・保護者に選択肢とチャンスを提供することを積極的に検討することが必要である。

○ 活力と魅力ある高校づくり 生徒数の減少や甲府地域への集中化に伴い、周辺地域の高等学校の規模 縮小と活力の低下が懸念される中、各高等学校では教育課程編成の工夫や 生徒会活動の活性化等を通じて、活力ある高校づくりに取り組んでいる。

こうした状況の下、新たな教育システムである中高一貫教育制度の導入は、高校選択の幅を広げることとなり、魅力ある高校づくりを推進する方法として期待できる。

○ 中高一貫教育制度に対するアンケート調査の結果

平成22年8月に実施した県政モニター(回答者333人)を対象としたアンケート調査の結果では、「すぐに設置した方がよい」、「将来的には設置した方がよい」との回答者が79%を占め、県立の中高一貫教育校の設置について、前向きにとらえられていた。

このアンケート調査において、中高一貫教育校に特に期待する内容を聞いたところ、次のとおり回答があった。

	• • • • • • • • • •
1	6年間の継続した指導の中で、生徒の個性を伸ばし、優れた才能を発見できる
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
2	教育課程の特例を活用して、中学時から個性や能力に応じた指導ができる
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
3	時間的なゆとりを生かして、基礎・基本事項の徹底、体験学習や探究学習等
	さまざまな学習が可能になる・・・・・・・・・・・・・36.6%
4	中学1年から高校3年までの幅の広い年齢集団の中で活動できるので、
	社会性や豊かな人間性が育つ・・・・・・・・・・・・・・33.6%
5	高校受験がないので、ゆとりのある安定的な学校生活が送れる・・・・・24.6%
6	一貫した教育により、社会のリーダーとして活躍できる資質と能力を
	育てることができる・・・・・・・・・・・・・・・・ 8.1%
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4.2%

さらに、将来必要とされる人間のタイプを聞いたところ、次のとおりの 結果が得られた。

1 人間としての基礎・基本を身につけ、豊かな人間性を持つ人間・・・・75.4% 2 国際社会のさまざまな分野で活躍できる人間・・・・・・・・・40.2% 3 高い専門性を身につけ、それを社会のために生かせる人間・・・・・35.4% 4 家族のために働き、社会の義務もきちんと果たせる人間・・・・・31.5% 5 地域をリードする人間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14.7% 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.5%

また、平成23年1月に実施した高校改革アンケート※では、「すぐに設置した方がよい」、「将来的には設置した方がよい」との回答者が43%である一方、「必要ない」、「どちらかといえば必要ない」との回答者は16.9%であった。

「どちらとも言えない」との回答者が 39.7%あったものの、調査全体としては設置に肯定的な結果となっていた。

※ 対象者は、中学3年生・保護者、中学校教員、高校1年生・保護者、高校 教員で、回答者の合計は5,426人であった。

また、中学生、高校生、保護者に対して「中高一貫教育校が設置されて

いた場合、進学を検討したか」との質問に対し、「学校の内容によっては検討したと思う」との回答者が 56.3%、「検討したと思う」との回答者が 23.5%となっており、「検討しなかったと思う」との回答者 19.4%を大きく上回っていた。

このアンケート調査において、中高一貫教育校での6年間の継続した時間を利用したさまざまな特色の中で、特に期待するものを聞いたところ、次のとおりの結果となった。

- 1 基礎基本を身につけるとともに、発展的な学習も重視すること・・・・・29.3%
- 2 体験活動等を多く取り入れ、知的探求心や学ぶ意欲を育てること・・・・19.7%
- 3 理数、芸術、スポーツなど個人の優れた能力を伸ばすこと・・・・・・11.7%
- 4 コミュニケーション能力、実践的な英語力を重視すること・・・・・・ 7.0%
- 5 中学段階で高校の内容を一部履修すること・・・・・・・ 5.6%
- 6 野外学習や実験などを多く取り入れ、理系分野への興味を伸ばすこと・・ 3.4%
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.5%

県教育委員会としては、これらのアンケート調査の結果を踏まえながら、 更に県民ニーズの精査に努めつつ、県民ニーズに応えていく必要がある。

(2) ゆとりある教育環境の整備の必要性

○ 豊かな人間性の育成

心身の変化の著しい中等教育段階は、中学校と高等学校の滑らかな接続を図りながら、安定した教育環境の中で、生徒の人格形成を支援すべき大切な時期である。

そこで、中高一貫教育により、ゆとりある学校生活を確保した上で、様々な地域学習や体験実習などを通じて、豊かな人間性の育成を図ることが望まれる。

○ 確かな学力の向上

高等学校における学習では、中学校における基礎基本の上に、高度な知識と学力を積み重ね、将来の進路実現が図られるよう支援することが必要である。

そこで、中高一貫教育により、中学校と高等学校との学習内容の一体性と連続性を持たせながら、生徒一人ひとりの学習ニーズに適切に対応し、中学校における基礎基本の学習の深化を図り、夢や希望の実現に向けた確かな学力の向上を図ることが望まれる。

2 設置目的及び教育内容

本審議会としては、本県における県立中高一貫教育校設置の必要性について 上述のような検討を重ね、中高一貫教育校の有用性を認め、その設置目的・教 育内容、設置形態等については審議会における意見や懸念を踏まえた上で、県立 中高一貫教育校の設置を検討していくことが望ましい、との結論に達した。公教 育制度に責任を有する県教育委員会として、県立中高一貫教育校の設置による 中等教育制度の充実を積極的に検討することが必要だ、と考える。

その上で、あり得べき中高一貫教育校の内容等について、次のように提言する。

(1) 設置目的

「ふるさとを愛し、地域に根ざした人材の育成、魅力ある本県中等教育の創造」

○ 「ふるさとを愛し、地域に根ざした人材の育成」

やまなしの教育振興プランでは、「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」を基本理念に掲げ、「体系的なキャリア教育の推進」、「確かな学力の育成」、「地域全体で取り組む教育の推進」等を重点施策として位置付けている。これは、単なる受験学力の向上を目指すものではなく、自立して生きていくことのできる豊かな心と確かな学力を備えた人づくりを進めようとするものである。

「ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり」という基本理念は、今日ますますグローバル化が進展するなかで、その重要性が高まっている。グローバルな環境で世界に向かい合い、そこで果敢に「生き抜く力」(中央教育審議会教育振興基本計画部会「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」平成23年12月9日)が、生活基盤としての地域に根ざして育成されることがもとめられているのである。

この方向に沿って、いわゆる受験エリート育成とは一線を画し、豊かな人間性を備え「生きる力」の充溢した人づくりを設置目的とし、地域学習や体験学習を重視しながら、ふるさとを愛し、県内はもとより、国内においても、更には国外においても、様々な分野で社会を支え、ひいては郷土山梨の発展に貢献する有為な人材を育成する。

また、6年間をとおして、異年齢集団との交流を行い、コミュニケーション能力を磨き、論理的な思考力を備えた人材の育成を目指すものとする。

○ 「魅力ある本県中等教育の創造」

中学校及び高等学校における教育は、中等教育として強力な連携と接続の中で、生徒一人ひとりの夢の実現に向けて相互に協力しながら進められるべきものである。

また、この視点は、中高一貫教育校だけのものではなく、県下の全ての中学校と高等学校においても必要となる。

中高一貫教育校は、そのような6年間を見通した魅力あるカリキュラム と指導体制を確立し、そこで運営と指導のノウハウを蓄積する、いわばパ イロット・スクールとして設置されねばならない。同時に、県内の中学校 と高等学校の教職員の活発な交流人事を行って、中等教育に携わる教員の 資質能力向上を図るとともに、その成果を県内全ての中学校と高等学校に 伝播させ、中等教育の底上げを図り「魅力ある本県中等教育の創造」を目 指すことが重要である。

(2) 教育内容

- 中学校における基礎基本の学習とその深化を図り、知識活用型学力の 育成はもとより、グローカルな視野※と教養を養う教育を行う。豊かな人 間性を基礎に個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と柔軟な思 考力に基づき、主体的に課題解決に向けて協働する力を育成する。
 - ※ グローバルな視野とローカルな視野を併せ持つという造語
- 地域学習や体験学習の展開に当たっては、地域の子どもは地域で育てるという認識の下、地域の人材を積極的に活用し、恵まれた山梨の自然の中で、地域と学校とが協働して豊かな人間性を醸成する教育を行う。
- また、生徒や教職員が地域の行事に積極的に参加し、郷土愛を育む教育を 行う。

3 設置形態

I-3 に示したように、中高一貫教育校には中等教育学校、併設型及び連携型の 3 つの設置形態があり、それぞれに効用と課題がある。

しかし、いずれの設置形態も、高校入試がない、又は簡便な入試によって入学できるという時間的なゆとりの中で、6年間の計画的で継続的な教育指導が可能であることなどから、設置目的を最大限に実現した、個性の伸長や人づくりができるという有用性が認められる。

◇ 中等教育学校

6年間の計画的かつ継続的な教育指導という観点では、最も効果のある設置形態であるが、先進例においては、いわゆる受験エリートの育成が大きな目的となっているところが多い。

また、年々生徒数が減少する中で既存の中学校に与える影響が大きいことや、財政的な負担も大きいことなどから、本県が導入する設置形態としては、優先度は低いものと考える。

◇ 併設型

6年間の計画的かつ継続的な教育指導という観点では、中等教育学校に次いで効果のある設置形態である。また、設置に伴う財政負担については、工夫次第では軽減が可能であり、比較的導入しやすい形態である。

しかしながら、先進例を見ると、受験学力に特化した学校が多く、本審議会が目指す教育内容に取り組んでいるものは少ない。

また、県立の中学校を設置することにより、既存の中学校へ与える影響も

ある程度大きなものとなる。

これらを勘案すると、併設型は、学力向上という教育効果においては有効な形態である反面、本県の実情に照らし合わせてみると幾つかの懸念があり、設置する場合には、更に県民ニーズの調査を深めるなど検討を進め、上述の課題を解消するものとすることが必要である。

◇ 連携型

連携型は、既存の学校の活用が可能であることや地元中学校への影響が少ないことなど、容易に導入できる設置形態である。一方、設置者が異なることや学校が離れていることなどにより、異年齢交流やゆとりを活かした教育活動の展開には制約があり、他の設置形態と比べるとやや教育効果が低い。

しかし、先進例をみると、地域の理解・協力を得る中で、カリキュラムや 連携事業などの創意工夫によって、豊かな心の育成や、学力の向上、キャリ ア教育の推進に大きな教育効果を上げているところがあり、可能性を持った 設置形態である。

また、生徒数の減少が著しい地域や県境地域又は地域特性を活かした教育効果が期待される地域における教育の活性化策として、導入が考えられる。

それぞれの設置形態について以上のように考察し、本県に相応しい設置形態としては、併設型又は連携型が考えられるが、当面は連携型を中心に検討していくことが望ましい。

4 設置地域

中等教育学校や併設型の設置を念頭において、「甲府地域に設置すると、生徒の甲府への集中が一層進むおそれがある」という意見があったが、さきに連携型を中心に検討していくことが望ましいとしたことから、その場合は、甲府地域に導入したとしても中学校段階から生徒の集中が助長されることは少ないと考えられる。

しかしながら、現状において、中高一貫教育が容易に享受できない生徒数の減少が著しい過疎地域や県境地域の生徒・保護者の要望に応えることも重要であり、教育機会を平等に確保することも考慮する必要がある。

このようなことから、設置地域については、既存の中高一貫教育校等の配置の状況や通学の利便性等も勘案し、生徒数の減少が著しい地域や県境地域に配慮しつつ、地域特性を活かし中高一貫教育校の設置による教育効果が期待される地域などへの導入を検討することが望ましい。

まずは、設置目的や教育内容に照らし合わせ、高い教育効果が発揮される地域にパイロット・スクールとして設置を検討することが望まれる。

IV 県立中高一貫教育校への県教育委員会の支援

県教育委員会は、県立中高一貫教育校を設置するに当たっては、その教育活動が積極的に展開され大きな教育効果が得られるよう最大限の支援に取り組む必要がある。というのも、既にⅢ-2-(1)で述べたように、「魅力ある本県中等教育の創造」に資する、6年間を見通した魅力あるカリキュラムと指導体制を確立したパイロット・スクールとして実現されるためには、併設型又は連携型いずれを設置するにあたっても、多くの課題が克服されねばならないからである。

そこで、設置目的の実現のために次に掲げる支援策に取り組むことが望まれることを、本審議会として敢えて指摘する。

◇ 教職員の配置数の拡大

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(いわゆる標準法)による教職員数に加え、中学校及び高等学校間の連携強化を図るための教職員の配置について配慮すること。

◇ 次の事業の実施に必要な経費の確保

- ・ 中学校及び高等学校における交流事業及び連携事業等
- ・ 保護者や地域住民を対象とした公開講座の開催事業等

◇ その他の支援策

- ・ 小学校、中学校、高等学校及び関係機関の教職員を対象とした実践 研究研修会等を開催すること。
- ・ 県総合教育センター、山梨大学をはじめ県内の各大学及びその他研 究機関と連携しながら、新たなカリキュラム編成や指導方法等の研究 開発が進められるよう支援すること。
- ・ 中高一貫教育校で得られた成果を、県内の中学校や高等学校の教育 活動に活用し、教育力の向上が図られるよう諸施策の実施に取り組む こと。

また、連携型の中高一貫教育校を設置する場合には、市町村教育委員会の協力が必要不可欠であることから、県教育委員会は、市町村教育委員会と協働し、中高一貫教育校での積極的な教育活動の展開を支援するとともに、教育実践の成果を、県内の小学校及び中学校に周知し、活用することを期待する。

結び

中高一貫教育は、県民から高い関心を持たれている制度である一方で、従来の中等教育の仕組みに新たな枠組みを付加するものであることから、設置に当たっては、既設の中学校や高等学校との役割分担、また、私立学校との関わりを踏まえながら、設置の必要性、方向性、設置目的、教育内容、設置形態、設置地域等の多くの項目を検討し、整理する必要があった。

本審議会では、答申までの限られた時間の中で、当初の開催予定回数を超えて 審議会を開催し、慎重かつ精力的に意見交換を行ってきたが、設置に関わる全て の項目にわたって検討することはできなかった。

このようなことから、今後、県教育委員会が中高一貫教育制度の導入の検討を 行うに当たっては、設置や運営に係る財政的な負担はもとより、具体的な教育方 針や内容、具体的な設置場所など、審議会が時間的な制約の中で十分に踏み込ん で検討できなかった項目について検討を加えた上で、総合的に判断する必要があ る。

本審議会の答申内容は、その意味では、設置に向けて検討が必要な項目のうちの限られた項目に留まっているものの、教育関係者の貴重な意見の取りまとめ結果であり、県教育委員会における今後の検討資料として、大いに活用されることを期待する。

また、県教育委員会におかれては、刻々と変化する教育環境を的確に把握しながら適時適切に必要な施策を実施され、県民の期待に応える本県中等教育を創造されることを審議会として望むものである。

資料

中高一貫教育校の設置状況等について【都道府県立】

和 建 内 月		/24 =n, mil	\ \	⇒ 1
都道府県名	中等学校	併設型	連携型	計
北海道	1		7	8
青森		1	2	3
青岩場		1	2	3
宣城		2	1	3
秋田		2		2
秋笛 山形			2	8 3 3 2 2 5 2 2 4 2 2 16
岩質		1		<u> </u>
福島 茨城	-	1	4	5
<u>茨城</u>	1		1	2
栃木		2		2
群馬	1		3	4
埼玉 千葉		1	1	2
千葉		1	1	2
東京	5	5	6	16
東京神奈川			2	
新潟	<u>2</u> 6	1		$\frac{4}{7}$
	U	1	1	
石川		1	1	2 4
福井			4	
山梨				0
長野				0
			4	4
富山				0
静岡		2	3	5
愛知			3 2 3	2.
一一			3	3
勝岡 愛知 三 三 滋賀		3	U	5 2 3 3 2 2 2
京都		2		ე ე
京都			0	<u> </u>
大阪 兵庫			2	Z
兵庫	1	1	1	3
奈良 和歌山 島根			1	
和歌山		5	<u>2</u> 2	7
島根			2	2 0
鳥取				0
出山	1	2	1	4
広島	1	1	3	4
	1	1		
徳島	1	3	2 2	<u>4</u> 5
香川				1
	0	1		•
愛媛	3		- 6	3
高知福岡佐賀		3	3	6 3 5 6 5 3 3 2 4
福岡	1	2 4 3		3
佐賀		4	1	5
長崎		3	3	6
熊本		3	3 2	5
天分		1	2	3
宮崎	1	2		3
<u></u> 鹿児島	1	<u> </u>	9	ე ე
		1	2 3	<u> </u>
沖縄	10	1	<u>3</u>	
設置団体数 設置校数	12	29	34	43
設置校数	24	58	81	163

[参考]

- 1 全ての形態を設置=4都県
- 2 併設型と連携型を設置=17県
- 3 中等教育学校のみ設置=1県 愛媛県(3校)
- 4 併設型のみ設置=5府県 秋田県(2校)

栃木県(2校)滋賀県(3校)

京都府(2校)

香川県(1校)

5 連携型のみ設置=9府県

山形県(2校)

福井県(4校)

岐阜県(4校)

愛知県(2校)三重県(3校)

大阪府(2校)

奈良県(1校)

島根県(2校) 鹿児島県(2校)

6 未設置=4県

長野県

(24年度設置予定)

富山県 鳥取県 山梨県 (写)

山梨県高等学校審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮問

本県における高等学校に係る教育制度等の改善に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮問の理由

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化も進んでいます。特に、中等教育においては、生徒の学力や体力の低下、意識の変容、不登校等の課題に加え、進路希望等が多様化してきています。

こうした中で、県教育委員会では、第10次入学者選抜制度審議会の答申に基づき、平成19年度入学者選抜から全県一学区制及び自己推薦による前期募集を導入し、入学者選抜制度の改善を行うとともに、平成21年10月には、「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に高校改革を推進して参りました。

『中高一貫教育』に関しては、「県立高等学校整備基本構想」において、『本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等について早期に検討を進める』としたことから、平成22年6月に「中高一貫教育庁内検討委員会」を設置し、課題等を整理してきたところです。

また、新たな入学者選抜制度については、平成23年度入試の実施で導入から5年が経過し、制度が浸透し定着してきているものの、導入後の成果や課題、前期募集の在り方等について検証する必要が生じており、高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、課題の整理を進めて参りました。

これらの課題は、中学校と高等学校の接続に関わるもので、現行制度を大幅に変更する可能性があることから、貴審議会に意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県高等学校審議会を開催し、本県の高等学校の教育制度等の 改善を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。

なお、諮問事項のうち、「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、平成23年度 内に中間答申をいただけますようお願いいたします。

山梨県高等学校審議会 委員名簿

(五十音順)

平成24年3月23日現在

氏 名	役 職 等	備考
秋山 教之	山梨県高等学校長協会会長	H23. 8. 2~H25. 8. 1
石川 恵	弁護士	11
小田切 禎子	社会福祉法人千歳会 特別養護老人ホーム花菱荘施設長	11
梶原 正孝	山梨県公立小中学校長会副会長	"
岸本 千恵	NPO法人山梨県ボランティア協会事務局長	"
桐謙一	山梨県PTA協議会会長	"
河野 木綿子	山梨県高等学校PTA連合会副会長	"
輿水 豊	山梨県都市教育長会会長	"
五味 武彦	公立大学法人山梨県立大学理事	" (副会長)
島村 茂幸	社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	II.
清水 學	山梨県市町村教育委員会連合会会長	H23. 11. 22~H25. 8. 1
清水 義富	駿台甲府高等学校PTA副会長	H23. 9.12~H25. 9.11
手塚 茂松	山梨県公立小中学校長会会長	H23. 8. 2~H25. 8. 1
寺崎 弘昭	国立大学法人山梨大学教育人間科学部長	" (会長)
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	II.
原功三	東京エレクトロン山梨株式会社取締役会長	11
山口 博伸	駿台甲府中学、高等学校校長	H23. 9.12∼H25. 9.11
依田 正司	山梨県中小企業団体中央会常務理事	H23. 8. 2~H25. 8. 1

任期途中で退任された委員

氏	名	役	職	等	備考
増坪	愛子	前山梨県市町村教育委	員会連合会会長	i.	H23. 8. 2~H23.11.21

山梨県高等学校審議会 審議経過

ß	昇 催 期 日	内容
第1回	平成23年 8月 2日 (火)	・委員の委嘱・任命 ・諮問 ・審議内容及び日程について ・中高一貫教育の本県における検討の経緯と全国の動向につ いて
第2回	9月12日 (月)	・中高一貫教育の概要について ・本県の中等教育の現状と課題について
第3回	10月20日(木)	・県立中高一貫教育校の設置の必要性について ①県内中高一貫教育校の状況等について ②他都道府県における中高一貫教育校の状況等について ③都道府県立中高一貫教育校の通学区域の状況について
第4回	11月22日 (火)	・中高一貫教育の必要性に関する意見の整理について
第5回	12月20日 (火)	・設置形態、設置地域等について・まとめ
第6回	平成24年 3月15日 (木)	・中間答申の審議
答申	3月23日(金)	・中間答申の提出